和泉市スポーツ推進委員募集要領

和泉市教育委員会

この要領は、スポーツ基本法第 32 条第 2 項の規定に基づくスポーツ推進委員の募集に関し、 必要な事項を定めたものです。

1. 委員の役割

- (1)住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと
- (2)学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること
- (3)スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力する こと
- (4)住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること
- (5)前各号に掲げるもののほか住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと

2. 申込資格

- (1)令和7年4月1日現在満18歳以上で、「1. 委員の役割」に掲げる活動を行うために必要な熱意と能力を持つ者
- (2)和泉市内に居住又は在勤、在学する者
- (3)社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ者
- (4)健康であることに加えて積極性および協調性があること
- (5)資質向上のため、研修会又は講習会等に積極的に参加することができる者
- (6)地域における市民スポーツの普及推進を実践することができる者
- (7)実技の指導力にとらわれず、スポーツ行事等の企画及び運営に参画できること
- (8)職務遂行に支障がなく、家族の理解と協力が得られる者
- (9)次に該当する人は応募できません。
 - ①成年被後見人又は被保佐人
 - ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③国又は地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 募集人数

11名

- ※採用予定者が勤務開始前に辞退した場合等、順次繰り上げて採用する場合があります。
- ※選考結果が合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が採用予定人数に達しない場合があります。

4. 委員の任期・報酬等

- (1)任期 任用日から2年間
- (2)報酬 年額17,000円(和泉市教育委員会非常勤職員となります。)

また公務で出張の場合、費用弁償として別途旅費を支給します。(通勤手当は支給されません。)報酬及び費用弁償については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給されます。なお、公務中の災害には、地方公務員災害補償法が適用されます。

5. 申込期間

随時募集します。

6. 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、Eメール(<u>sports-event@city.osaka-izumi.lg.jp)</u>もしくは下記に持参または郵送してください。

申込先 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当

※市役所閉庁日は受付を行っていません。

7. 選考方法および結果通知

- (1)応募者の人数に関わらず、書類選考及び面接にて決定します。
- (2)選考結果については、後日応募者本人に書面にて通知します。

【問い合わせ先】

和泉市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室 スポーツ振興担当 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 (TEL) 0725-99-8162(直通)

(FAX) 0725-41-0599